解散公告（第二回）

当組合は、平成三十年三月三十日富山県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月十六日

富山県砺波市広上町四番一六号

砺波市中神土地区画整理組合

清算人代表　加藤　有邦

解散公告（第二回）

当法人は、責任役員会の決議及び福岡県知事の認可により平成三十年三月十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月十六日

福岡県久留米市北野町今山四一三番地

神理教三柱分教会

清算人　小城　裕之

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成三十年三月二十二日長崎県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月十六日

長崎県松浦市志佐町里免三六五番地

清算法人国営松浦土地改良区

代表清算人　西田　金藏

解散公告（第三回）

当法人は、平成三十年二月十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月十六日

宮崎県延岡市旭町一丁目三番地八

医療法人社団あさひ会

清算人　小池　祐一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道江別市東野幌本町三九番地一七、最後の住所北海道江別市東野幌本町三九番地の一七

被相続人　亡　佐々木文男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十六日

事務所札幌市中央区南一条西九丁目第2北海ビル三階　堀江・大崎・綱森法律事務所

相続財産管理人　弁護士　綱森　史泰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道苫小牧市山手町一丁目八番、最後の住所北海道苫小牧市山手町二丁目八番一〇号

被相続人　亡　河端　麗華

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十六日

北海道苫小牧市表町一丁目一番一三号苫小牧経済センタービル四階　高田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　高田　耕平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県飽海郡遊佐町白井新田字二本松流九番地、最後の住所山形県飽海郡遊佐町白井新田字二本松流九番地の二

被相続人　亡　佐藤　健治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十六日

山形県酒田市東泉町四丁目一二番地の八

相続財産管理人　藤井　正寿

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県伊達郡川俣町大字小島字下滝四二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　佐藤　治康

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十六日

事務所福島県福島市五老内町六番九号

相続財産管理人　弁護士　鈴木　芳喜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市金古町二二八四番地七、最後の住所群馬県高崎市箕郷町上芝四八三番地三〇小見方

被相続人　亡　小見　絹枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十六日

埼玉県秩父市桜木町一二番二八号皆木マンション一〇四

相続財産管理人　司法書士　田端　克彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県銚子市新生町一丁目一一六番地二、最後の住所千葉県銚子市新生町一丁目一一六番地の二

被相続人　亡　琴寄　久義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十六日

事務所千葉県千葉市中央区中央三丁目一〇番四号マーキュリー千葉六階　すみれ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久保　隼哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県香取市寺内五七七番地一五、最後の住所千葉県印旛郡栄町竜角寺台五丁目二五番六号

被相続人　亡　森屋　剛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十六日

事務所千葉市中央区中央二丁目三番一六号千葉センタースクエアビル四階　牧野・吉見総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　牧野　宏信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区日本橋浜町二丁目一二番地、最後の住所東京都三鷹市深大寺三丁目六番二二号モンシャトー冨澤二〇二

被相続人　亡　小川　隆照

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十六日

事務所東京都八王子市明神町四丁目一番九号シャンボール八王子六〇三号室南多摩桑都法律事務所

相続財産管理人　弁護士　上條　弘次

平成30年1月期決算公告

平成30年3月28日　静岡県富士市中里2608−31

ピジョンホームプロダクツ株式会社

代表取締役　矢作　一朗

貸借対照表の要旨（平成30年1月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	753	流動負債	563
固定資産	1,566	固定負債	43
有形固定資産	1,540	負債合計	606
無形固定資産	9	株主資本	1,713
投資その他の資産	17	資本金	300
		資本剰余金	310
		資本準備金	310
		利益剰余金	1,103
		利益準備金	41
		その他利益剰余金	1,062
		（うち当期純利益）	(492)
		純資産合計	1,713
資産合計	2,319	負債・純資産合計	2,319